

北海道・札幌へのGX産業の集積に向けた基礎調査業務 公募型企画競争に係る提案説明書

1 業務名

北海道・札幌へのGX産業の集積に向けた基礎調査業務

2 本書の目的

本書は、「北海道・札幌へのGX産業の集積に向けた基礎調査業務」の契約候補者を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務の目的及び内容

別紙1「仕様書」のとおり。

4 事業費

25,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

※上記金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 企画提案を求める事項

別紙1「仕様書」を参照のうえ、下記の項目について企画提案を行うものとする。

(1) 過去の類似業務実績について

実績については再委託等により受託した業務を含むものとする。

(2) 業務の執行体制及び業務執行に伴う費用内訳について

執行体制については、委託者との連絡・調整なども含めた役割分担について明記するとともに、再委託をする場合には、その相手先を明記した上で提案すること。また、道内でGX関連事業を実施している事業者や、GX事業参入に興味関心のある事業者に対して、どのような手法・体制で効率的なヒアリングを実施するのかについて、具体的に提案すること。

(3) 業務スケジュールについて

調査の実行計画（調査対象事業者数、調査に動員する人員、調査手法などを含む）と、業務全体のスケジュールについて、具体的に提案すること。

(4) 現状及び今後のGX関連産業に係る事業内容・ニーズの調査について

道内・道外・国外の事業者をどういったバランスで調査するか、具体的にどういった手法で調査をするのかについて具体的に提案するとともに、調査する事業者数と、提案時点で調査を予定している事業者名についても、提案書内に具体的に明記すること。

また、サプライチェーンの構築状況や、道内企業のGX関連事業への参入可能性等について、どういった視点・手法で調査・整理を行うのか、具体的に提案するこ

と。

(5) 分野別の市場規模推計、経済波及効果の算定について

データの信頼性を担保するため、どういった調査手法及び調査範囲で推計・算定を行うかについて、提案書内に具体的に明記すること。また、仕様書に記載している国や北海道の計画、電力広域的運営推進機関の想定などを、どのように考慮する想定なのかについても、同様に提案書内に具体的に明記すること。

(6) 中長期の取組の方向性の検討について

ロードマップを具体性・実現可能性を有するものとするために、どのような手法・視点で検討するのか概要を示すこと。また、ロードマップの内容と連動し、GX関連産業集積のための具体的な戦略骨子案について、どのような手法・視点で作成するのか、提案書内に具体的に明記すること。

6 参加資格

(1) 日本国内に事業所を有する法人であること。

(2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて3年を経過しない者でないこと。

(4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。

(5) 企画書等提出時点の直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高があること。

(6) 市区町村民税及び消費税・地方消費税を滞納していないこと。

(7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。

(8) 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。

ア 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

イ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第7条第1項に規定する暴力

団関係事業者を含む)。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(9) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(10) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(11) 札幌市競争入札参加資格者であること。

(12) 本事業と類似の業務実績があること

7 企画提案に係る手続き・スケジュール

(1) 手続き関係様式

様式を定めるものは以下のとおり。

①	質問書	様式1
②	参加意向申出書	様式2
③	企画提案書提出書	様式3
④	企画提案者概要	様式4

(2) スケジュール

①	質問の受付 ／ 9月10日（火）正午締切
	<ul style="list-style-type: none">・企画提案への参加を検討する事業者で、質問がある場合は、様式1に要旨を簡潔にまとめて提出すること。・提出方法は電子メールとし、電話や窓口での質問は受け付けない。（送信先は後記14に記載）。・電子メールのタイトルは「質問書_北海道・札幌へのGX産業の集積に向けた基礎調査業務（事業者名）」とする。・質問の回答は、電子メールにより随時行うとともに、公開する必要があると認める場合は、ホームページで公開する（質問を行った事業者名等は公開しない）。 なお、受付期間内に到着しなかった質問書については、原則として回答しない。
②	参加意向申出書及び企画提案の受付 ／ 9月13日（金）正午締切

	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案への参加を希望する事業者は、後記 8 (1)に記載の以下を全て提出すること。 「参加意向申出書（様式 2）」 「企画提案提出書（様式 3）」 「企画提案者概要（様式 4）」 「企画提案書（様式任意）」 「見積書（様式任意）」 ・提出方法は、書留郵便やレターパック等受領確認ができる方法で送付（<u>締切日必着</u>）又は持参（土・日・祝日を除く 9：00～17：00）とする（送付先は後述）。 ・「企画提案者概要（様式 4）」、「企画提案書」及び「見積書」については、同内容の電子ファイル（PDFファイル形式）も提出すること（提出方法は電子メールとし、送信先は後記14に記載のとおり。ただし、送付ファイルの容量が 4 MB 以上の場合は、提出先のメールサーバーで受信できないため、分割での送付やファイル共有サービスを利用すること。 ・参加資格審査結果は個別に通知する。 ・提出書類に不備・不足がある場合は受け付けない。
③	プレゼンテーション審査の実施／ 9月20日（金）
	<ul style="list-style-type: none"> ・開始時間や場所は別途企画提案書を提出した事業者に連絡する。 ・プレゼンテーションは 1 事業者につき 25 分間（提案説明 15 分、質疑応答 10 分）とし、順次個別に行う。 ・出席者は 3 人以内とし、事前に提出された企画提案書に基づいて、プレゼンテーションを実施すること。当日のプロジェクターの使用及び追加資料の配布は認めない。 ・審査の公正を期すため、事業者名を述べることは認めない。 ・プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は無効とする。
④	審査結果通知／プレゼンテーション審査実施後
	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。 ・審査の過程については公表しない。
⑤	契約手続き／ 9月下旬予定
	<ul style="list-style-type: none"> ・本件業務の委託契約は、上記審査により選定された事業者の企画提案を基に、当該事業者と委託者における協議・調整を経て確定した仕様書に基づき、当該事業者から別途見積書の提出を受けた後に締結する。詳細は、選定事業者に対し別途通知する。 ・選定した受託予定者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選択する、ただし、次点の評価を受けた事業者が、最低基準点に満たない場合は選定しない。

8 提出書類及び留意事項

(1) 提出書類

提出書類	部数	提出期限
参加意向申出書（様式2）	正本1部	9月13日 （金） 正午 必着
企画提案書提出書（様式3）	1部	
企画提案者概要（様式4）	11部（正本1部、副本10部）	
企画提案書（様式任意）	11部（正本1部、副本10部）	
見積書（様式任意）	11部（正本1部、副本10部）	

(2) 企画提案書の作成に係る留意事項

- ア 企画提案書はA4判（縦・横不問）、表紙及び目次を除き両面印刷で最大20枚（40ページ）程度とすること。
- イ 見積書については、積算根拠が分かるように記載すること。
 なお、当該見積額は、企画書が選定された事業者との契約額を確定するものではない。
- ウ 提出に当たっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。
- エ 副本10部については、表紙及び中身を含め提案事業者名を特定できる表現は一切記載しないこと。

9 契約候補者の選定方法

(1) 審査

北海道・札幌へのGX産業の集積に向けた基礎調査業務に係る企画競争実施委員会(以下「委員会」という。)において、提案された企画のプレゼンテーション審査を実施し、1者を選定する。

(2) 審査基準

下表のとおり。

審査項目	評価項目	評価の視点	配点
1. 企業の実績	過去の類似業務実績	① 業務全体を円滑に進められると判断できる程度の類似の業務実績があるか	5
2. 業務実施方針	業務の執行体制及び費用内訳	② 業務従事者の経験、実績等の観点から、業務全体を円滑に進められる執行体制及び妥当な費用内訳となっているか	15

			(特に、道内でGX関連事業を実施している事業者や、GX関連事業参入に興味関心のある事業者は、効率的にヒアリングできる体制を構築できているか)	
	業務スケジュール	③	委託者の想定や意向も踏まえ、確実に業務を遂行するためのスケジュールとなっているか	5
3. 企画提案書	現状及び今後のGX関連事業に係る事業内容・ニーズの調査について	④	調査対象の文献やデータ、ヒアリング先が、具体的かつ必要十分な数だけ選定されているか	10
		⑤	調査対象が特定のGX関連産業に偏ることなく、道内・道外・国外が網羅されているか	10
		⑥	サプライチェーンの構築状況を踏まえた課題や、道内企業の参入可能性及び参入障壁等について、調査の視点・手法が具体的なものとなっているか	5
	市場規模推計及び経済波及効果の算定について	⑦	調査手法・調査範囲が具体的かつ適切に設定されているか	10
		⑧	どのように分析・算定するかを説明でき、信頼性のある定量的データを得られる提案となっているか	5
	中長期の取組の方向性の検討について	⑨	GX関連産業に係る現状を適切に把握したうえで、具体性・実現可能性を有したロードマップを作成するための提案となっているか	10
⑩		ロードマップの内容と連動し、GX関連産業集積のための具体的な戦略骨子を作成するための提案となっているか	10	
⑪		本調査を通じて洗い出された課題に対する解決策の提言が、Team Sapporo-Hokkaidoの今後	10	

		の取組に寄与する内容となることが見込めるか	
	独自提案	⑫ 独自の提案事項について、業務の目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか	5
合計（委員1名あたり）			100

(3) 評価方法・最低基準点

委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。また、最低基準点を満点の6割以上とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

(4) 採点が同点の場合の取扱い

同点の事業者が2者以上あった場合には、委員会で協議のうえ選定する。

(5) 参加者が1者であった場合

最低基準点（満点の6割）以上の場合に限り契約候補者として選定する。

10 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- ・参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- ・提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- ・不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

11 参加資格等についての申立て

- (1) 本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。
- (2) 申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して5日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、書面により回答する。
- (3) 申立ての提出先は後記14のとおりであり、受付時間は次のとおりとする。
受付時間：8時45分～17時15分（土日・祝日を除く。）

12 著作権等に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。
- (2) 委員会が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、委員会が企画案を無償で利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。

- (3) 企画提案者は、委員会に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

13 その他留意事項

- (1) 本件企画競争に係る書類作成、提出等にかかる一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の撤回・再提出及び修正は認めない（軽微な修正は除く）。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 委託者が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (7) 提案者は、本件企画競争に必要な場合、提出書類等を委託者が利用することを許諾することとする（複製の作成など）。
- (8) 提出書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。
- (9) 本件企画競争の参加者は、委託者から提供する情報を本件企画競争の提案に係るもの以外の用途に使用してはならない。
- (10) 企画提案の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (11) 委託業務の一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。ただし、委託業務の性質上やむを得ない場合には、事前に委託者と協議の上、承認を得ることにより、委託業務の一部を再委託することができる。本提案において、再委託にて実施を予定しているものがあれば、その内容及び予定している再委託先を明確にして提案すること。

14 企画提案書等提出・問い合わせ先

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 3 丁目 ばらと北 1 条ビル 8 階
Team Sapporo-Hokkaido 事業推進協議会事務局
（札幌市グリーントランスフォーメーション推進室内）
担当 中村、佐藤、西出
TEL：011-211-2725 電子メール：gx.suishin@city.sapporo.jp

以下、余白。